

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 主治医研修事業（国補）

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部高齢福祉課 介護保険者係 電話番号：058-272-1111(内3467)

E-mail : c11215@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

1,200千円 (前年度予算額： 1,200千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	1,200	600	0	0	0	0	0	0
要求額	1,200	600	0	0	0	0	0	600
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

介護保険制度における主治医意見書（「身体上又は精神上の障害の原因である疾病または負傷の状況等」）は、要介護認定の基礎資料として最も重要なものであり、提出の遅れ・書類不備などがあると認定審査に影響を及ぼす。

そこで、医師を対象とした専門研修を実施し、意見書の趣旨の再認識とともに、その記載方法等について必要な知識を習得させ、適切な要介護認定等の実施に資することを目的とする。

(2) 事業内容

開催時期：令和5年4月～令和6年3月

開催場所：5回（岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨の各圏域1回）

対象：主治医意見書を記載する医師 約300人（医師会会員、非会員も含む）

実施主体：県（社団法人 岐阜県医師会に委託）

(3) 県負担・補助率の考え方

負担区分：国1/2、県1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,200	講師報償費、講師費用弁償、会場借り上げ料他
合計	1,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

他県においても、同様の研修が実施されている。

(2) 事業主体及びその妥当性

当研修の受講対象者は医師であるため、県医師会に委託している。岐阜県医師会では、介護保険福祉医療等の専門医師による「医療介護福祉連携委員会」が組織化されており、介護保険の現場の実情に精通しているため、講師として適切な対応が行われている。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

主治医意見書を記載する医師が、主治医意見書の重要性を理解し記載内容の徹底を図ることで、主治医意見書の提出の遅れや書類の不備を是正し、適正な要介護認定審査の重要な資料となるようにする。

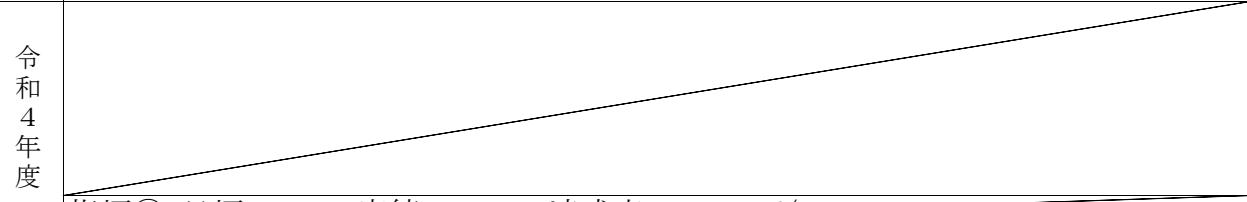
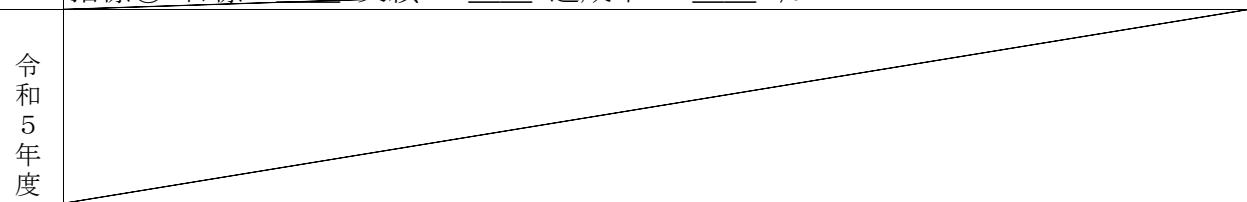
(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

保険者の介護認定に必要な意見書を作成する医師を対象に継続的に実施する事業のため、数値目標になじまない。

(これまでの取組内容と成果)

令和3年度	令和3年12月13日～26日 受講者118人（動画配信） 主治医意見書を記載する医師が、その重要性を理解し記載内容の徹底を図ることができ、適正な要介護認定審査に資することができた。
令和4年度	
令和5年度	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ % 

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	要介護（支援）認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載方法等について研修を実施し適切な要介護認定の実施に資することができる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	主治医意見書は、要介護認定の判定に活用されるものであり、審査会において適切な介護度を判断するための資料となっている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	岐阜県医師会では、介護保険福祉医療等の専門医師による「医療介護福祉連携委員会」が組織化されており、介護保険の現場の実情に精通しているため、講師として適切な対応が行われている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

主治医意見書の適切な記載と速やかな保険者への提出について、研修会等を通じてさらに周知する努力が必要である。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
- ・主治医意見書は介護認定審査の資料として必須であり、適切な意見書の作成の為にも今後も継続すべき事業である。
- ・受講者は医師であることから県医師会に委託することは適切と考え、今後も県医師会に委託し実施する予定。
- ・適切な記載と速やかな提出について県医師会を通じて周知を図る